

# 令和8年度 部活動規約

市川市立南行徳中学校  
校長 森畑 浩幸

## 1 ねらい

同好の仲間が集い、お互いの立場を守りながら創意と工夫を趣旨とする共同活動を行い、顧問教師の指導のもとに、生徒が自ら計画し自主的に積極的な活動を通し、心身の健全な発育をはかる。

## 2 運 営

### 1 部の構成

顧問・・・教師の奉仕活動による。任期を1年間とする。

部員・・・希望する生徒で以下の手続きをした者。

新入部員は所定の入部届を、担任の先生に認め印をもらい、顧問の先生に提出をする。前年度からの継続の部員は所定の部活動継続願いを担任の先生に認め印をもらい、顧問の先生に提出をする。

### 2 運営に関しては、部員の希望をできるかぎり満たすものとするが、実際の運営は顧問の方針を最優先とする。

## 3 活動の時間

### 1 最終下校時刻の、以下に決められた時間内とする。

月	4月～9月	10月～3月
完全下校	17:30	17:00

### 2 朝練習については、顧問の先生が必ずつくことを条件として実施する。

また、活動時間は7:15～8:00とし、(7:00までは校舎内には入らない。)予鈴には教室で朝読書や朝自習等の準備ができるようにする。

## 4 活動できない日

- 1 水曜日の午後、諸活動停止期間、定期試験の一日目、および特別に指示があった場合は活動を行わない。ただし、大会やコンクールなどの日程上、活動が必要な場合は、校長の了承を受け、承諾書を顧問に提出したうえで活動することができる。
- 2 顧問教師が不在の場合で、他の教師に指導を依頼できない場合。

## 5 実施上の留意点

- 1 活動に際しては学校生活の決まりに準ずる。
- 2 部の結成は同好会とみなされた団体が一年間活動し、その経過を見て、職員会議で承認し生徒総会で決定する。(但し顧問不在により、廃部となった部に関しては新しく顧問の先生が来られた場合は、同好会措置をとらず再結成できるものとする)
- 3 活動中は、事故が起こらないように充分注意する。
- 4 練習場、教室、用具を大切に扱い、常に整理整頓に努める。
- 5 休日や短縮日課中の昼食は家から持参する。持参できない場合は登校途中に買い求

- める。登校後に校外へ買出しに行ってはならない。
- 6 昼食をとる場所は、部活で決められた場所とする。ゴミの始末は各部活が責任を持って行なう。
  - 7 更衣場所は部活で決められた場所もしくは練習場所とする。
  - 8 帰宅途中での買い食いはしない。事故などにあわないように気をつけて、出来るだけグループで速やかに下校する。途中で寄り道などはしない。
  - 9 部室、体育館等の器物の破損（ガラス等を割った等）などは、すぐに顧問に報告する。また、後始末をきちんと行なう。
  - 10 休日や平日の部活動のための登校、及び通常の活動についての服装は学校で決められたものとするが、特に顧問教師が認めた場合には部活で統一した服装を認める。
  - 11 用具は決められた場所にきちんと片付ける。部室、倉庫の整理整頓をする。
  - 12 部室は更衣及び部活に使用する用具を置く以外には使用しない。
  - 13 校外での活動（試合等）の移動には原則として徒歩、または公共交通機関（電車、バス）を利用する。自転車を使用する場合は、必ずヘルメットを着用し、交通ルールを守り事故に遭わないよう最大限注意をする。（二人乗り、暗いときの無灯火、雨天時の傘さし運転は特に厳禁）
  - 14 活動費については一部を生徒会から補助するが、原則は個人負担とする。又、各部とも部費を徴収することもある。
  - 15 部活動の遠征時に限り、顧問の許可を得た場合のみ、携帯電話やスマートフォンの持参を許可する。
  - 16 体調不良等で保健室を利用、欠課があった場合は部活に参加してはならない。自宅でしっかりと静養すること。
  - 17 部の活動を欠席又は遅刻・早退する場合は、必ず顧問に連絡又は報告をする。
  - 18 仮入部期間に入部届に保護者と担任から認印をもらい、顧問に提出した日から正式に入部となる。（仮入部期間に入部届を提出してもよいが、原則として活動時間は17：00までで、休日の参加はなし。）
  - 19 部員数によっては、次年度以降の廃部や停部を検討する場合がある。